

サービス管理責任者としての業務に従事する者の実務経験について

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(H18.9.29
厚生労働省告示第544号)

業務の範囲	業務内容				実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援の業務	1	ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	5年以上
			イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
			ウ	障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
			エ	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
			オ	特別支援学校の従業者	
	直接支援業務		カ	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主任用資格を有するもの b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者） c 4に掲げる資格を有するものならびにアからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者	10年以上
		2	ア	障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床の従業者	
			イ	障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者	
			ウ	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	
			エ	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者	
	有資格者	3	オ	特別支援学校の従業者	5年以上
		4	上記2のうち次の(1)～(5)に該当する者 (1)社会福祉主任用資格者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員主任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員		
					1から3までの期間が通算して3年以上かつ4の期間が通算して5年以上ある者

注：ここで、1以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上あることをいう。例えば、5以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上あることをいう。